

## 医療労務管理支援事業

### 医療勤務環境改善研修会「医師等の宿日直許可基準、研鑽時間の取扱いについて」

医師勤務環境改善研修会が、京都市内開催1回目として令和5年6月26日(月)に京都経済センターにて、北部開催として7月3日(月)にホテルロイヤルヒル福知山＆スパにて、南部開催として7月12日(水)にけいはんなプラザにて、京都市内開催2回目として8月3日(木)に京都経済センターにて、合計4回にわたり開催されました。各会場、会場・オンライン併用のハイブリッド方式で開催され、合計で会場11名、オンライン114名の方が参加されました。講師は、各開催管轄区域の労働基準監督官をお招きし、「医師等の宿日直許可基準について」「医師の研鑽にかかる労働時間に関する考え方について」のテーマでご講演頂きました。

#### 〈講演内容〉

##### 「医師等の宿日直許可基準について」

2024年4月から医師にも時間外労働の上限規制が適応されます。各施設により水準が定められ、A水準では、年960時間／月100時間未満、連携B・B・C1・C2水準では年1860時間／月100時間未満となります。時間外労働される場合は、病院ごとに設定を超えないようにしなければなりません。月の上限を超える場合は、面接指導と就業上の措置が必要になり、連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休憩のセットがA水準では努力義務、B・C水準では義務となります。シフ



ト・予定は、主たる勤務先及び副業・兼業先で突発的な業務が発生しても、あらかじめ上限規制の範囲内で設定した労働時間の上限を遵守できるよう、ゆとりを持って設定する必要があります。

労基法41条第3号に「監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの」は、労働時間等の適応を除外すると定められています。よって本来業務の終了後などに宿直や日直の勤務を行う場合、当該宿日直勤務が断続的な労働と認められる場合には、行政官庁の許可を受けることにより、労働時間や休憩に関する規定は適用されないこととなります。宿日直許可を取得することは、医師の労働時間や勤務シフトなどの関係で重要な要素になると考えられます。各病院の勤務実態は千差万別のため、宿日直許可申請を行う前に書類を持参のうえ、所轄監督署担当部に事前相談をすることをお勧めします。

##### 「医師の研鑽にかかる労働時間に関する考え方について」

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間です。業務に必要な準備行為を行った時間や待機時間、参加が義務付けられている研修や教育訓練、使用者の指示により業務に必要な学習等行っていた時間は、労働者の行為が使用者の指揮命令によるものと評価できるか否かで労働時間となるかどうかが決まります。医師が、自らの知識の習得・技術向上を図る研鑽時間が労働時間かは判然としない状況にあります。そこで、令和元年7月1日に「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について」が発出され、研鑽の労働時間該当性の基本的考え方と労働時間該当性を明確化するための手続きが示されました。労働に該当しない研鑽を行う場合は、本来業務及び本来業務に不可欠な準備・後処理でないこと、研鑽を行わないことに対する不利益な取り扱いがないこと、上司の指示ではないこととそれを医師本人と上司等の双方が確認していることが大切です。そして、研鑽を行う医師については、診療体制に含めない、研鑽場所を設定する、研鑽中は白衣を着用しないなどに加え、研鑽時における「区別」を書面化するとともに職員へ周知することが重要です。

医師の時間外労働上限規制が施行される2024年4月まで、あと数ヶ月と差し迫ってきています。医療の質と安全性の確保、これから医療を支える人材確保、地域医療を守るために必要とされる医師の働き方改革に向けての取り組みに活用できる充実した内容でした。

(中村病院・土川真理子＝  
京都府医療勤務環境改善支援センター運営委員)